

近代エジプトにおけるギリシヤ人とシリア人

— エジプトの少数集団に関する覚書 —

加 藤 博

はじめに——少数集団は「イスラム社会論」

のアキレス腱

本稿は、近代エジプトのギリシヤ人、シリア人をそれぞれ扱った次の二つの著作を紹介し、そのなかで、私の問題関心に引きつけた形で、エジプトの少数集団にまつわる問題群を整理することを目的とする。ここで紹介する二つの著作とは、アレクサンダー・キトロエフ『エジプトのギリシヤ人 一九一九—一九三七年』(A. Kitroeff, *The Greeks in Egypt, 1919-1937—A Communal Response to Change, A Thesis presented for the degree of D. Phil at the University of Oxford, 1983*) と、トーマス・フィリップ『エジプトのシリア人 一七

二五—一九七五年』(T. Philipp, *The Syrians in Egypt 1725-1975, Stuttgart, 1985*) である。

なお、ここで「近代」とは、便宜的に一八世紀後半から一九五二年のエジプト革命の前、両大戦間期までの時代を指すこととする。また、表題において「マイノリティ」という言葉を避け、「少数集団」という言葉を使ったのには深い意味はないが、前者の日本語にまつわる政治的含意を嫌ったという面はある。以下、この序文で本稿での私の問題関心を明らかにした後、第一節において上記二つの著作の内容の骨格を紹介し、次いで第二節において、この紹介を踏まえつつ、私の問題関心から近代エジプトの少数集団にまつわる問題群を整理することとする。

「イスラム社会論」は両刃の剣

さて、イスラム社会の秩序原理を説明する理論として、「イスラム社会論」なるものがある。ここで「イスラム社会論」とは、イスラム社会を、言語、宗教など価値観や生活様式を異にする多様な人間集団の混住する社会と規定したうえで、イスラムという宗教のなかに、このような混住する多くの人間集団を結びつけ、社会に秩序をもたらず統合原理をみようとする理論のことである。

ところで、私はおよそ一〇年前（一九八七年）、「イスラム社会論」と題する短いエッセイ（『創文』279号）でこの社会論の功罪を論じ、そのなかで、わが国の中東近現代史研究者の間で共通の認識となっているかにみえる、近代中東社会形成にまつわる立論を次のように整理した。

従来の学説が、近代中東社会の形成にともなうて多発した政治・社会問題の原因について、近代的民族国家観になじまぬイスラム社会の前近代的なモザイク社会構造を指摘し、これら諸問題の解決のためには、かかる社会構造上の伝統的遺制を払拭しなければならな

い、と主張したのに対して、この立論は、そこにみられる原因と結果を逆転させて、以下の如く反論する。

前近代イスラム社会がモザイク的社会であった事実を否定することはできない。しかし、それは中東にあっては最も合理的な社会構造として機能したのであり、そのなかで住民は秩序立った生活を送っていた。換言すれば、前近代イスラム社会において、モザイク的社会構造は住民の意識および統治機構のなかに埋没していたのであって、この社会構造上の特徴が政治・社会問題を引き起こすことは稀であった。

従って、事態は全く逆であり、近代以降相次いで発生した政治・社会問題こそが、それまで埋没していたイスラム社会のモザイク的構造を、住民ならびに国家権力者の間に先鋭化された形で意識化させたのである。そして、近代以降における政治・社会問題の発生原因といえ、それは、西欧列強が、植民地拡張政策のもとで、イスラム社会のモザイク的棲み分け構造を全く無視した国境策定によって、現在のような歴史的根拠をもたぬ人為的民族国家群の形成を強要したことであった。

この立論は実に巧妙である。というのも、そこにみられるのは、実体概念としてのイスラム社会論を分析概念としてのイスラム社会論によって否定することだからである。そして、そこに、イスラム社会論の有用性ととともに、その限界が如実に示されているように思われる。つまり、この理論は両刃の剣であって、それを抽象化された理論モデル、すなわち分析概念として利用する時には、現状を分析し、批判する強力な武器となりうるが、それを具体的な実体概念とみなして、現実の歴史のなかに求めるような時には、歴史の矛盾を隠蔽し、現状の現象面を徒に強調する手段でしかなくなる。」(三一四ページ)

ここで、「モザイク的社会」とは、先に指摘した、言語、宗教など価値観や生活様式を異にする多様な人間集団の混住する社会を意味する。そして、この多様な人間集団それぞれは、通常、政治の変遷とは無関係に存立し、また相互に連帯し合うことのない孤立したエスニック集団と想定されている。

したがって、先の文章の最後にみられる、「歴史の矛

盾を隠蔽し、現状の現象面を徒に強調する」とは、具体的に、「モザイク的社会」を構成する多様な人間集団を政治の変遷と結びつけ、歴史的に把握するのではなく、集団メンバーが共有する価値観と、各集団の閉鎖性、孤立性を強調し、その結果、社会におけるエスニックな要素を過度に評価することによって、現在発生している政治・社会紛争を、人間集団間の「エスニック紛争」とみることである。

少数集団研究は「イスラム社会論」の試金石

ところで、一九七〇年代後半以降、いわゆる「イスラム原理主義」現象の台頭が著しい。そこで、現在のわが国の中東学界は、総力を挙げてこの現象を理解すべく努めているかにも見える。そのなかで、「イスラム原理主義」現象は、ステレオタイプ化されたテロを含む過激な政治行動としてではなく、「イスラムの覚醒」「イスラム復興」などの用語による概念の分節化、精緻化を通して、一般民衆の草の根的な社会運動を含む、広範なイスラム回帰現象として説明されるようになった。⁽¹⁾

このこと自体は歓迎すべきである。とりわけ、イスラ

ムがステレオタイプ化された形で言及されることの多い日本の知的環境を考えると、イスラムについて、その多様な思想、運動の現実を明らかにするため、このようにイスラム概念を分節化し、精緻化することは、ぜひとも必要な研究作業であろう。

実際のところ、この研究動向は、七〇年代までの中東研究の主流を占めた「世俗主義的」民族主義史観に対するアンチ・テーゼを意味している。というのも、民族主義史観に立つ中東研究にあっては、「民族主義（カウミヤ）」、「国民主義（ワタニヤ）」などの用語による概念の分節化、精緻化は、もっぱら「民族」概念をめぐるてなされ、イスラム的諸思潮、運動は「イスラム主義」の名の下に一括され、それも「民族主義」に従属し、せいぜいそれを色づける要素として扱われる傾向があったことは否めないからである。

しかし、そのために、今度は逆に、イスラム以外の思想、運動に対する単純化、ステレオタイプ化が生じるならば、「ミイラ捕りがミイラになる」の言よろしく、自らの首を締めかねない。つまり、イスラム概念の分節化、精緻化それ自体は必要なことであるとしても、もしその

ためにイスラム観念が肥大化し、社会秩序、政治行動の決定的説明原理とみなされるならば、社会におけるイデオロギーの役割が過大に評価され、その結果、先に指摘した「イスラム社会論」の否定的側面を助長させかねないからである。

この点において、少数集団問題は、「イスラム社会論」の理論としての有効性が試される試金石である。というのも、この理論はイスラムを社会秩序原理であると主張するが、イスラム教徒が圧倒的多数派であるイスラム社会において、現実に少数集団がどのように扱われていたかの実証的解明こそが、この理論の現実妥当性を端的に検証することになるからである。そして、冒頭に指摘した二つの著作は、この点に関して示唆するところ大きい。

一 近代エジプトにおけるギリシア人とシリア人
——キトロエフとフィリップの著作紹介——
ギリシア人、シリア人とは

キトロエフとフィリップの著作は、その表題から判断する限り、「ギリシア人」と「シリア人」という二つの異なるエスニック集団を扱っているかにみえる。ところ

が、実際には、この二つの著作で扱われているのは、一部は重なっている人間集団なのである。

キトロエフの著作は、両大戦間期におけるエジプトで最大の外国人少数集団 (foreign minority) であったエジプト在住のギリシア人社会を分析したものである。ここでギリシア人とは、ギリシア語を話す (ギリシア) 正教徒 (Greek-speaking Orthodox) を指す。同じ (ギリシア) 正教徒でも、アラビア語を話す (ギリシア) 正教徒 (Arabic-speaking Orthodox) とは区別される。彼はこの集団をギリシア語を話す (ギリシア) 正教徒と区別するために、シリア人 (ギリシア) 正教徒 (Syrian Orthodox) と呼んでいる⁽²⁾。

これに対して、フィリップの著作は、一八世紀から現代までのエジプト在住のシリア人を扱っている。ここでシリア人とは、シリア地方——歴史的シリア、つまり現在の、南部トルコ、北部イラクの一部を含む、シリア、レバノン、ヨルダン、パレスチナ (イスラエル) からなる肥沃な三日月地帯——からエジプトに移住した、つまりはシリア出身のキリスト教徒である。具体的には、(ギリシア) 正教徒のほか、ギリシア・カトリック、そ

してマロン派キリスト教徒である。もちろん、多くのイスラム教徒もシリアからエジプトに移住したが、エジプトの少数集団をテーマとしたこの著作では、彼らシリア出身イスラム教徒は、比較の対象として言及されることはあるものの、彼らについての情報を得ることができない——この事実自体が、シリア出身イスラム教徒はエジプトにおいて自身の社会を形成せず、通常、一世代のうちにエジプト社会に同化したことを示しており、大きな意味をもつ——こともあって、直接の考察の対象から外された。

つまり、キトロエフは同じ (ギリシア) 正教徒でも、シリア人 (ギリシア) 正教徒 (Syrian Orthodox) 、“つまりアラビア語を話す (ギリシア) 正教徒を分析の対象から外しているが、まさにこのシリア人 (ギリシア) 正教徒こそが、フィリップの著作において主たる分析対象の一つとされている人間集団なのである。

また、キトロエフは、このシリア人 (ギリシア) 正教徒を土着の (indigenous) という形容詞を冠して言及している。これに対して、フィリップは、シリア人 (ギリシア) 正教徒を含むシリア人集団を、しばしば移民

(exodus) 集団と表現している。

つまり、二人の研究者は、同じ人間集団を一方は研究の対象から外し、他方は研究の対象としているだけでなく、その同じ人間集団を正反対の意味をもつ呼称で言及しているのである。そこに反映されているのは、エジプト社会におけるエスニシティ事情の複雑さとともに、二人の研究者の専攻と研究対象に対するスタンスの違いである。

キトロエフにとって、アラビア語を話す(ギリシア)正教徒は、研究対象であるギリシア語を話す(ギリシア)正教徒がエジプトにとって「外国人の」(foreign) 集団であることの対照として、「土着の」(indigenous) 集団なのである。そこでは、エジプトに長く住みついた(ギリシア)正教徒と、フィリップが研究対象としたシリアから移住して間もない(ギリシア)正教徒との間に区別は設けられていない。それはキトロエフがギリシア史を専門とするからであって、ギリシア語ではなく、アラビア語を話す限り、その人間集団は「土着の」集団なのである。

これに対して、フィリップは、アラビア語を話す(ギ

リシア)正教徒について、エジプトに長く住みついた(ギリシア)正教徒とシリアから移住して間もない(ギリシア)正教徒との間に区別を設けているようにみえる。彼が研究対象としている人間集団を「移民の」(exodus) 集団と呼んでいるからである。しかし、実際には、この区別は設けられていない。そもそも、シリア史を専門とするフィリップにとって、研究対象は故郷シリアから異国の地エジプトへ移住した集団であり、彼にとっての「シリア人」とは、アラビア語を話すシリア出身者を意味する。そのため、エジプトに長く住みついた(ギリシア)正教徒はもちろんのこと、シリアからエジプトへ移住した者でも、その数はともかく、存在したに違いないギリシア語を話す(ギリシア)正教徒は、そもそも問題設定の時点から、彼の関心の外にあった。

つまるところ、「土着の」(indigenous) という呼称であれ、「移民の」(exodus) という呼称であれ、このような呼称が研究対象に使われたのは、それを使ったキトロエフとフィリップがともにエジプト史を専攻する研究者ではなく、研究対象の住むエジプトを「外国」と認識したからである。そこでは、エジプト社会における

(ギリシア) 正教徒という人間集団は、言語、あるいは出身地を基準にずたずたに分断されてしまっている。

少数集団研究におけるエスニシティ・アプローチの功罪

もちろん、かく述べたからといって、私はなにも、キトロエフとフィリップの「外国史」研究者によるエジプト社会における少数集団へのエスニシティ・アプローチをあげつらっているわけではない。それとは逆に、本稿でこの二人の研究者の業績を紹介しようとするのも、両者が少数集団研究におけるエスニシティ・アプローチに批判的立場を取っているからなのである。そして、きわめて逆説的ながら、それゆえにこそ、同じ人間集団に言及しながら、異なる呼称を使うこの二人の研究者の業績に深い興味をもつのである。

少数集団研究におけるエスニシティ・アプローチを明確に批判しているのは、キトロエフである。彼は、エジプト在住のギリシア人をエスニック少数集団(ethnic minorities)と規定することは認める。しかし、超歴史的な「ギリシア性」が存在するという、ギリシア中心史観('Helleno-centric' approach)を極力避け、ギリシ

ア人共同体をエジプト社会の一部として考察すべきことを強調する。エスニシティ意識は超歴史的に存在するものではなく、歴史過程のなかで形成されるものだからである。

これに対して、フィリップは、エスニシティ・アプローチを批判するに、キトロエフほど急ではない。しかし、彼は、研究対象を宗教少数集団(religious minorities)と定義しつつも、そのメンバーがアイデンティティを形成するについては、彼らがどの程度まで居住社会に統合されているかが重要な意味をもち、この統合度を決定するのは、居住社会の法的、文化的、政治的、経済的環境であると強調している。

かくて、キトロエフとフィリップの研究は、前者がマルクス主義的階級史観に引かれ、後者は「イスラム社会論」を強く意識しているというように、理論枠と分析視角に多少の違いがみられるものの、問題関心と問題設定において多くを共有している。そのため、二つの研究を、個々別々にではなく、ともに関連づけ合いながらまとめて紹介しても、両者の論点、結論を歪めてしまうようには思われない。

一八世紀におけるシリア人の移民

一七三〇年から八〇年にかけて、シリアからエジプトへの移民の波がみられた。その数はおよそ四千人、ほとんどがギリシア・カトリック教徒であった。この移民の波は、一七二四年のシリアでのギリシア・カトリックという宗派の成立と深く係わっていた。つまり、ヴァチカン主導の教会統一運動に呼応し、(ギリシア)正教会の分派として形成されたこの新宗派は、(ギリシア)正教徒と敵対するなかで、ヴァチカンを後押しするフランスとの提携を強化し、(ギリシア)正教徒側についたオスマン政府と対立した。

その結果、彼らは活動の場をシリア内陸部から地中海沿岸都市部へと変えるが、その背景には、当時におけるシリアの政治・経済変動があった。つまり、政治的にはオスマン帝国の弱体化であり、経済的にはレバント貿易の復活である。かくて、ギリシア・カトリック集団は宗教集団 (religious community) としてよりは商人集団 (commercial class) として台頭し、その活動の延長線上にエジプトへの移住があった。彼らの移住先は、ナイ

ルを基幹水路とした当時の交易ルート上にある、カイロ、ダミエッタ、そしてロゼッタであった。

ムハンマド・アリー時代におけるギリシア人

これに対して、ムハンマド・アリー時代(一八〇五—四八年)には、シリアからエジプトへの移住はほとんどみられなかった。この時代、ムハンマド・アリー個人に権力が集中され、国内経済の振興とヨーロッパとの貿易の拡大が計られたが、そのなかで、技術の提供者、ヨーロッパ商人との仲介者として期待されたのは、ギリシア人とアルメニア人であった。彼らがトルコ語——ムハンマド・アリーはアラビア語を喋らなかつた——を話すことができ、東地中海地域の情報——ムハンマド・アリーはマケドニア地方の都市カヴァラに生まれ、若い頃、タバコ商人として働いていたことがあると言われている——に詳しかったからである。

そのため、当時、この二つの人間集団のエジプトへの移住の波がみられた。彼らはヨーロッパに對する顔として改築、整備されたアレクサンドリアを拠点とし、エジプトの綿花経済に食い込み、その発展とともにエジプト

社会での影響力を拡大していった。

これに対して、シリア人集団は権力中枢と関係をもつための縁故を欠いていた。もっとも、この時代、一八世紀中にシリアからエジプトに移住したギリシア・カトリック集団は、国政の近代化の過程で、非イスラム教徒の宗教・宗派集団に法的内部自治を与えるオスマン帝国の方針に準じて、エジプト政府によって自治をもつ法共同体として正式に認可された。

一九世紀中葉から第一次大戦までのシリア人移住

その後も、エジプトにおけるギリシア人とアルメニア人の集団は拡大を続けたが、この一九世紀中葉から第一次大戦までの時代には、シリアからエジプトへの移住の波もみられた。その数はおよそ三万五千人。依然としてギリシア・カトリック教徒が多数を占めたが、マロン派キリスト教徒と(ギリシア)正教徒もエジプトに大きな社会を作った。今回は、先の移住とは異なり、エジプトでの雇用機会を求めての移住であった。つまり、当時急速に形成された高学歴層はシリアでは有望な雇用機会をみつけれず、将来の成功を経済の繁栄するエジプトに

求めたのである。

もっとも、同じ高学歴層の移民でも、知識人と商業ブルジョアジーとは、エジプトでの行動パターンは全く異なった。彼らの受けた教育と経済に対する利潤動機が異なったからである。知識人の場合、アラビア語を介したエジプト社会への同化指向が強かった。もっとも、彼らのエジプト社会での役割は、第一次大戦までにエジプト知識人階層が形成され、シリア知識人たちと対抗関係に立つようになると、失われていった。これに対して、商業ブルジョアジーの場合、エジプト社会への同化の試みはなされなかった。自らを自立的なキリスト教徒少数集団と規定し、エジプトの他の外国人集団と経済的、文化的絆を強めることこそが、彼らの経済的成功を約束すると考えたからである。

とはいえ、この彼らのキリスト教徒少数集団への忠誠心は決して宗教的なものではない。というのも、当時、集団メンバーのアイデンティティ形成に決定的な影響力をもったのは、メンバーを地方都市ごとに組織した「協会」(communities)であったが、この「協会」において進行していたのは、「教会」聖職者の影響力の低下と、

富裕な商業ブルジョアジー・メンバーによる指導権の掌握であったからである。

つまり、集団を実質的に主導した「協会」の指導層は、時とともに「世俗化」しつつあったのである。にもかかわらず、集団のイデオロギーが「宗教化」へと向かったのは、この「世俗化」が自らの国家の建設を目指すナシヨナリズムと結びつかなかったからであり、当時急速に台頭したエジプト・ナシヨナリズムと直面した時、彼らシリア人キリスト教徒は、エジプト社会への同化という方向ではなく、ヨーロッパ、とりわけフランス文化、言語への帰属を選択したのである。

両大戦間期におけるギリシア人

こうして、シリア人キリスト教徒は西欧列強の領事裁判権の庇護下に置かれる第三国人の道を選んだが、西欧列強の道そのものを歩み、勢力を拡大していったのが、ギリシア人社会である。彼らは、一八三〇年のギリシア独立後の一八五四年には、領事裁判権の特権を与えられ、西欧列強の仲間入りをはたした。両大戦間期には人口およそ一五万人、エジプトで最大の外国人集団となった。

彼らの主たる経済活動の場は、綿花部門、タバコ製造、製造工業、食料雑貨商であった。

しかし、その彼らは、一九一七年から二二年にかけて、大きな転換期を迎えることになる。当時のエジプト・ナシヨナリズムの高揚のなかで、それまで西欧列強として享受してきたエジプト社会における特権的立場を喪失する危機に立たされたのである。ギリシア人社会はこの危機にどのように対応したか。

政治的には、「ギリシア人」というエスニック集団への忠誠心が強調された。それを押し進めたのは、先に指摘したシリア人キリスト教徒集団の場合と同じく、「協会」の権威を退けて地方単位に集団メンバーを組織した「協会」(communities)であった。「協会」は慈善施設、病院、孤児院その他を傘下に収め、ギリシア学校を管理した。こうした施設と学校は、ともに「ギリシア人」意識(Greek ethnicity)を再生産していった。

もっとも、このエスニックな要素の強調は、集団メンバー間で一様ではなかった。エスニック集団への忠誠心を強調したのは、プチ・ブルジョアジーであった。これに対して、ブルジョアジーと労働者階級にとっては、こ

うした垂直的なエスニックな絆よりは、水平的な階級関係の方が重要であった。しかし、ブルジョアジーが「協会」の有力者であったにもかかわらず、結局のところ、「ギリシア人」というエスニック集団への忠誠心を強調する政治選択がなされたのは、当時のナシヨナリズムという時代の思潮が、ギリシア人とエジプト人あるいは他のヨーロッパ人との協調を困難にしたからである。

二 近代エジプトにおける少数集団

——問題群の整理——

以上、誠に簡単ながら、キトロエフとフィリップの著作の内容を紹介した。われわれは、この彼らの業績から近代エジプトにおける少数集団に関してどのような問題群を引き出すことができるであろうか。

少数集団 (minority) とは

まず指摘すべきは、考えてみれば当たり前のことながら、少数集団は多数集団 (majority) を設定し、それと関係づけられるなかで初めて定義されるものであるということである。そして、少数集団研究のなかで、どの

集団を多数集団とみなし、どの集団を少数集団とみなすかは、研究対象に対する研究者のスタンスによって決定づけられる。

さらに、研究者のスタンスは、研究対象となった少数集団のさらなる分節化をもたらす。キトロエフの研究対象であるギリシア人とフィリップの研究対象であるシリア人は、異なる二つの集団であるかにもえながら、現実には、その一部は重なっていた。つまり、当時のエジプト社会において、キトロエフが強調する階級的要素を別にしても、(ギリシア) 正教徒が複数の言語、出自集団から成り立っていたことは自明なことであったが、この宗派集団と捉えれば単なる一つ集団にすぎない(ギリシア) 正教徒が、キトロエフとフィリップの問題設定のなかで、言語、あるいは出身地を基準に分節化されてしまっているのである。

「少数集団」問題とは

つまり、複数の言語、出自集団から構成される集団(ギリシア) 正教徒という宗派でくくり、一つのまとまりのある集団とみなすことについては、それなりの歴史

的背景、根拠があったにもかかわらず、それをこうした歴史的背景、根拠から離れて、言語、あるいは出身地を基準にエスニック集団と解釈し直そうとしたことに、ことを複雑にするそもその原因があったのである。

しかし、このことの責任をキトロエフとフィリップという二人の研究者の研究スタンスだけに帰すならば、それは酷いものだろう。というのも、近代という時代状況のなかで、ほかならぬ現実の(ギリシア)正教徒集団自体が、組織全体と個々メンバーのアイデンティティを求めて、宗教とエスニシティの間を揺れ動いていたからである。

この点において興味深いのは、キトロエフとフィリップの著作においても詳細に分析されている、宗派集団メンバーに対するヘゲモニーをめぐる「教会」(church)と「協会」(communities)との対立である。

この対立のなかで、「教会」と「協会」はそれぞれ、宗教・宗派を単位とする伝統的なイスラム統治理念——キトロエフもフィリップも「ミッラ(milla)」という言葉に言及している——と、民族(ethnicity, nation)を単位とする近代的なヨーロッパ統治理念を代表している。⁽³⁾

そこでせめぎ合っているのは、決して「オクシデンタル」なもの——たとえば、ローマ・カトリック——と「イースタン」なもの——たとえば、ギリシア語を話す(ギリシア)正教徒とかギリシア・カトリック——ではなく、「オクシデンタル」なものと「オリエンタル」なもの——たとえば、アラビア語を話す(ギリシア)正教徒——である。近代という時代状況のなかでは、「イースタン」なものは、「オリエンタル」なものを前にして、「オクシデンタル」なものと共同歩調をとる。⁽⁴⁾

その際、集団の帰属単位が宗教・宗派的なものからエスニックなものへと変わること自体が問題なのではない。問題は、この変化がヨーロッパ近代的な政治の磁場において、国家権力と結びついた形で展開することから生じる。こうして、一八三〇年のギリシア独立やエジプト・ナシヨナリズムの高揚は、エジプト社会における(ギリシア)正教徒たちに決定的な影響を与えた。かくて、エジプト社会にとって少数集団問題とは、この主権国家という政治的な磁場において発生した、きわめて近代的な政治問題なのである。

エジプト社会への「法人」概念の導入

ところで、一般的に言って、イスラム法にその規定をみいだすことのできない「法人」の概念を、前近代のエジプト社会は知らなかった。ところが、近代において、集団の帰属単位が宗教・宗派的なものからエスニックなものへと変わる過程でこの概念がエジプト社会に導入され、その後には大きな影響をおよぼした。

この「法人」概念の導入は、西欧列強がエジプト政府からキャプチュレーションという名の政治的特権を獲得する過程と軌を一にしていた。キャプチュレーションとは、オスマン帝国が西欧列強と結んだ、在留外国人に生命・財産の安全、治外法権(領事裁判権、免税)などの保証を認める国際的条約であった。

当初、このキャプチュレーションは、オスマン帝国が相手国に与える恩恵的な特権授与の性格が強かった。ところが、一八世紀以降、ヨーロッパ世界とイスラム世界との間の勢力均衡が前者の優位のもとに崩れると、西欧列強によるオスマン帝国侵略の有力な手段と変わった。実際、西欧列強は、オスマン帝国への干渉を強める際、社会を構成する集団間に亀裂をもたらし、干渉を容易に

するため、橋頭堡として帝国領内の宗教ならびに民族的少数集団の保護を口実としたが、この政策の遂行においてこの国際的条約を最大限に利用した。

つまり、このキャプチュレーション条項の特権を与えられ、租界地に住む西欧列強の在留外国人は、自国の法つまり領事裁判権のみに服する法共同体を構成した。さらに、オスマン帝国における国政の近代化の一貫として、非イスラム教徒の宗教・宗派集団に対しても、その宗教法に基づく内部自治を認める法共同体(ミレット、ミッラ)の資格が与えられた。

すでに指摘したように、こうして法人格を与えられた非イスラム教徒の宗教・宗派集団は、西欧列強のエジプトへの干渉が強まるなか、エスニックな要素を介して一部はそのままオスマン帝国臣民に留まり、一部は西欧列強の国籍を取得し、彼らの領事裁判権の庇護下に置かれる道を選ぶなどして分裂していったが、こうした分裂の契機を作ったエスニックな要素に基づくアイデンティティ形成に積極的であったのが、伝統的な「教会」權威に對抗しつつ、地域単位に在家の信者を組織した「協会」であった。そして、この「協会」こそ、当時において、

法人格で運営された組織の典型であった。⁽⁵⁾

「世俗化」概念をめぐって

この「協会」は、伝統的な「教会」権威を排し、商業ブルジョワジーを中心とした、集団メンバーの富裕な有力者に指導されたという点において、明らかに「世俗的」であった。しかし、それゆえに、キリスト教少数集団が「世俗的」されたかという点、決してそうではなく、政治的にはそれとは全く逆に、宗教性が強められ、「キリスト教」少数集団への忠誠心が強調されたことは、先にみた通りである。

つまり、「協会」主導のもとで、少数集団は、イデオロギーにおいて「宗教化」され、運営において「世俗化」したのである。事態は、「ギリシア人」というエスニシティに忠誠心を求めたギリシア人集団においても同じであった。「教会」と「協会」の対抗は、二項対立的に設定された「宗教」と「世俗」の対抗ではない。

「教会」と「協会」の対立を「宗教」と「世俗」の対立として捉える見方には、「教会」と「協会」がそれぞれ「宗教的」、「世俗的」権威を背景にしているという前

提がある。しかし、私が別のところで強調したことであるが、「教会」や非イスラム教徒集団をもその要素とする伝統的なイスラム統治システムは、あくまでも「現世的」な政治システムであって、「宗教」対「世俗」の二項対立的な枠組みでは捉えきれない。⁽⁶⁾つまり、「教会」と「協会」の対抗は、同じく「現世的」なイスラム統治・秩序システムとヨーロッパ的な統治・秩序システムとの対抗であって、それが一見すると、「宗教」と「世俗」の対立という形で現象しているだけである。

そして、それゆえにこそ、この対抗が現象するナシヨナリズムという政治的な磁場が、決定的に重要な意味をもつことになる。ナシヨナリズムは「ネイション」に強い親和力を持ち、「ミツラ」に敵対するが、決して「世俗的」なものだけを肯定し、すべての「宗教的」なものを否定するわけではない。

かくして、ギリシア正「教会」とギリシア人「協会」は、前者が伝統的なイスラム統治理念に立っていたという点から、後者は商業ブルジョワジーを中心とした富裕な有力者に指導されたという階級的な観点から、ともにエジプト社会への同化を頑に拒否するものではなかった

にもかかわらず、(ギリシア)正教徒社会がギリシア人アイデンティティを強調する道を選択したのは、エジプト・ナシヨナリズムの高揚がギリシア人とエジプト人との間の協調を困難なものにしたからである。

エジプトにおける「近代化」をめぐる

以上から、エジプトの近代史を単純に、国家、社会の脱宗教化、つまり「世俗化」の過程と捉えることがいかに一面的な歴史理解であるかは、明らかであろう。確かに、「ミッラ」的なものから「ネイション」的なものへという宗派集団の性格の移行を取り上げることによって、近代における少数集団、さらには政治体制全体の「世俗化」を云々することはできるであろう。

しかし、すでに繰り返し述べたように、それは「法人」概念の導入という組織原理のレベルでの「世俗化」であり、こと理念、イデオロギーのレベルでは、状況によって、反対に「宗教化」を強めることもあった。そして、このことは、組織に関してのみならず、個人のレベルについてもまた言えるであろう。つまり、「法人」的組織のなかで日々の生活を送ることと、心のなかで宗

教に回帰することとは矛盾しない。

と同時に、「世俗化」であれ「宗教化」であれ、当時みられた現象を、多数集団(majority)から切り離された少数集団(minority)のなかにのみ、あるいはその逆に、少数集団を無視して多数集団のなかにのみみるならば、それもまた誤りである。たとえば、集団の組織原理の「世俗化」という点を取り上げてみるに、この傾向は、キリスト教徒の少数集団のみならず、多数集団であるイスラム教徒の社会にもみられた。

一八七二年のダール・ウルム(高等師範学校)設立を始めとしたイスラム教育改革、一九二八年に結成されたムスリム同胞団に代表されるイスラム民衆組織の普及など、伝統的イスラム学の権威、アズハルを相対化する動きは、「世俗化」された組織原理をもつ機関によって担われた。慈善施設、病院、孤児院、学校、報道手段などを傘下に収め、教会の権威を退けつつ、地方単位に集団メンバーを組織したキリスト教少数集団の「協会」(communities)は、組織原理に関して、ムスリム同胞団の先行者であった。

また、アフガーニー(一八三八/九一九七)、ムハン

マド・アブドゥ（一八四九—一九〇五）に始まるとされるイスラム改革主義者たちが、布教、宣伝活動において、新聞、雑誌など、ジャーナリズムを有効に使ったという点においても、その先行形態をキリスト教少数集団の「協会」活動のなかにみることができるとも、少数集団——ここで少数集団とは、非イスラム宗派集団のみならず、キャプチュレーション条項のもとで特権的立場を享受した西欧列強の外国人居留民をも意味する——の「世俗化」された組織原理がエジプト社会に与えた影響は、こうしたイスラム関係制度・機関に限られず、エジプト国政の根幹にまで及んだ。その典型が、エジプト行政への「自治体」(municipality、アラビア語で *baladiyah*) 制度の導入である。

本来、イスラム社会においては、イスラム法が「法人」の概念を知らなかったこともあって、農村はもろろんのこと、都市についてさえ、中央権力から独立し、独自の予算をもち、選挙によって選ばれた市長によって統治される、ヨーロッパ的な意味での「自治体」あるいは「自治区」は存在しなかった。これまでの研究者のなかには、この事実をもって、イスラム社会やイスラム都

市が「東洋的」「前近代的」性格をもつことの証とする者もいた。

この見解の是非を問うことは別の機会に譲り、ここで確認すべきは、ともかくにも、エジプトで最初の「自治体」が成立したのは一八九〇年におけるアレクサンドリアにおいてであったということである。そして、ここでのアレクサンドリアとは、実質的には、西欧列強の外国人居留民が住む租界地であった。この租界地に住む西欧列強の外国人居留民の権利と生活を守る行政、それが「自治体」なのであった。かくて、そのために、警察、消防など「近代的」な生活のためのサービスを提供する機関、施設が創設され、アレクサンドリア「自治区」はその後のエジプト行政における「自治体」のモデルとなった。

(1) 関連文献は多い。そのなかでも、次の二つを参照のこと。小杉泰『現代中東とイスラーム政治』(昭和堂、一九九四年)、山内昌之編『イスラム原理主義』とは何か(岩波書店、一九九六年)

(2) Syrian Orthodox とは、通常、ヤコブ派と呼ばれた東方諸教会派の一つ、「シリア正教徒」を意味する。キト

ロエフがここで定義する「アラビア語を話す(ギリシア)正教徒」と混同してはならない。なお、指摘するまでもないながら、「ギリシア」正教徒であれ、「シリア」正教徒であれ、東方諸教会派の正教徒たちを「ギリシアの」、「シリアの」などと特定化、個別化して表記する慣例は、カトリック教会派の立場からのものであり、正教徒本人たちは、カトリック教会派によって異端とみなされようがみなされまいが、自分たちを「正教徒」と呼んだ。それゆえ、たとえば「ギリシア正教徒」について、ギリシアをとって、ただ単に「正教徒」とすればよいのであるが、他の教会派の「正教徒」との区別のために、またそうすれば、「ギリシア正教徒」から分離した統一教会派の「ギリシア・カトリック」の表記が「カトリック」だけになってしまい、混乱を招く恐れがある。そのため、本稿では、この宗派を表記するのみに、少々煩雑ではあるが、「(ギリシア)正教徒」と表記する。

(3) 以下は、宗教・宗派(milla)的なものと民族(ethnicity, nation)的なものとのせめぎ合いのなかで、エジプト社会でのもう一つの少数宗教集団、つまりユダヤ教徒を分析した著作である。G. Krämer, *Minderheit, Millet, Nation? Die Juden in Ägypten 1914-1952*, Otto Harrassowitz, 1982.

(4) 「イースタン」の視点を分節化して可能となる「オリエンタル」の視点は、中東研究の文脈では、中東という「地域」に分析視点を定めることによって初めて獲得する

ことができる。「オクシデンタル」の視点からみた時、いかに東方諸教会派の名称に関して混乱が生じるかについては、註(2)を参照のこと。中東教会協議会編『中東キリスト教の歴史』(村山盛忠他訳、日本基督教団出版局、一九九三年)は、小冊子ながら、中東からみた場合、キリスト教諸会派はどのように整理されるかをコンパクトに示しているが、ここでは、中東のキリスト教諸会派が、「オリエンタル・オーソドックス」「イースタン・オーソドックス」「東方カトリック教会(プロテスタント)」の四分類のなかで整理されている。また、同じ問題をユダヤ教徒社会のなかで追求したのが、以下の文献である。臼杵陽「イスラームとヨーロッパのはざま——ミズラヒム(東洋系ユダヤ人)論序説」(『現代思想』二二巻八号、一九九四年)

(5) 「三世紀のスペイン社会において、ともに「法人格」を与えられたキリスト教徒の都市共同体とユダヤ人共同体との間の近親性、そしてこうした「法人」概念の普及にともなう中世的世界の亀裂と少数集団への差別的発生を論じた以下の文献は、近代エジプト社会における少数集団を分析する際にも多くの示唆を与えてくれる。エリー・ケドゥラー編『スペインのユダヤ人——一四九二年の追放とその後』(関哲行他訳、平凡社、一九九五年)

(6) 加藤博『文明としてのイスラーム——多元的社会叙述の試み』(東京大学出版会、一九九五年)第四章「権力」

(7) エジプト社会への「自治体」(municipality) アラビア語で baladya) の導入に関するまとまった研究として

は、以下の文献がある。G. Baer, "The Beginnings of Municipal Government", in *Studies in the Social History of Modern Egypt*, The Univ. of Chicago Press, 1969. *
また、次の文献は、フレックサントリム「自治体」関係法令規則を集めたものである。Municipalité d'Alexandrie, *Lois, décrets, arrêtés et règlements intéressant la Municipalité d'Alexandrie 1890-1920*, Alexandrie, 1920. Municipalité d'Alexandrie, *Lois, décrets, arrêtés et règlements intéressant la Municipalité d'Alexandrie 1890-1934*, Ale-

xandrie, 1934. *Baladiya al-Iskandariya, majma'at al-qawānīn wa-l-awāmir al-alkiya wa-l-qarārāt wa-l-lawā'ih. allat l-ahimmu al-baladiya*, Cairo, 1907.

本稿は、平成六・七年度文部省科学研究費補助金・国際学術調査「地中海世界沿岸都市におけるマイノリティー集団のネットワーク」(研究代表者、竹内啓一、課題番号〇六〇四一〇四〇)による研究成果の一部である。

(一橋大学教授)